

『内部留保』は将来の苦勞を貯めること!!

『内部留保』には、《法人税の負担》が必要です!!

『自己資本比率』を高くして健全経営にすると、《自社株の相続税負担》が増加します!!
それでも内部留保をして、自己資本比率を高めようと考えている経営者が沢山います!!

1. 矛盾した現象

現在《良い会社を作ると↑》将来《相続税の負担で苦勞する↓》のは大きな矛盾です。
『矛盾』は不運の戦略です。逆方向の力が働いているからです。

2. 自社株の欠点

自社株は売却する事ができません。ドブへ捨てることもできません。
兄弟に分散して持たせると、多くの場合に『争族』になります。



3. 内部留保に代わる方法

《内部留保をしないで》《健全な経営にする方法》があります。
《経営者一族からの個人借入金》を活用する方法です。

4. 経営者一族からの個人借入金（以下、個人借入金という）の長所

個人借入金は自社株の相続税評価を上げません。（相続税の節税）
個人借入金へ利息を支払うことができます。（法人税の節税・個人収入の確保）
何時でも簡単に換金（返済）することができます。（換金性が大）

●この資料は個人企業には該当しません。

今すぐ!! 申し込めば『小冊子』を差し上げます
申し込み期限は8月末日
資料を欲しい方は今すぐ!!
FAXをしてください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

小冊子 **内部留保は将来の苦勞を貯めること**

無料を希望します。

[事務所処理欄]

課	コーディネーター

→ 勝

→ 継

お客様の商号
(ゴム印で結構です)
コードNo.

FAX; **0532-53-5118**

令和 年 月 日

[令和年7月17日作成]

B-2220-1